

令和2年度自殺対策に係る取組結果について(4縣市)

資料2

機関・団体名	事業名	開催・開始時期	内容
神奈川県	① 「かながわ自殺対策計画」の推進	① 平成30年度から	① 平成30年3月策定の「かながわ自殺対策計画」を推進するため、「第26回、第28回かながわ自殺対策会議」、及び「第24回、第25回自殺対策に係る庁内会議」において、令和元年度実績にかかる計画の進捗状況について協議し、PDCAサイクルを活用した点検・判定等により運用。
	② かながわ自殺対策推進センター事業	② 平成29年度から	② 情報の収集・提供・地域支援を実施。国・県・市町村の取組をホームページ等により情報提供する、市町村別自殺統計の集約及び発信を行う、市町村自殺対策計画に関する地域への支援を行うなどにより、保健福祉事務所、市町村等の自殺対策事業の強化を図った。
	③ 自殺統計の分析・活用	③ 令和2年度から	③ 警察庁から入手した自殺統計マスタデータを活用し、自殺者の動向の分析を行い、自殺対策に係る施策の検討。また、例年公表している自殺統計の見直しを実施し、見直し後の統計資料の概要版を令和2年7月、詳細版の令和2年11月に公開。
	④ 地域自殺対策強化交付金事業	④ 平成27年度から	④ 【県事業】精神保健福祉センター、8保健福祉事務所、県教育委員会等で実施。民間団体が実施する事業への補助・委託の実施。 <県事業の重点的取組み> ア 自殺未遂者支援事業：東海大学等で継続実施。 イ 若年者向け自殺対策：若年者向けストレスチェックシステムの運営を継続し、令和2年9・10月に路線バスのデジタルサイネージ、令和3年2・3月に路線バスのデジタルサイネージ及びみなとみらい線ホームドア等を活用して周知を実施。 ウ 保健福祉事務所において、地域自殺対策検討会を開催し、救急医療機関、精神医療機関、警察及び消防と課題の共有や、自殺の減少や事後対策について検討を実施。 エ ハイリスク地を管轄する保健福祉事務所において、当該地域の実情が分かる関係団体及び保健福祉事務所職員によるパトロールや声変え運動等を実施。(パトロール：48回、声掛け回数：98回) オ 県立高校20校にスクールメンターを配置し、自殺予防を図ることを目的に、登下校指導や進路相談、校内巡回等を実施。(対象校数：20校、対応件数2,291件) 【市町村事業】31市町村で実施。
	⑤ ころ・つなげよう電話相談事業	⑤ 平成23年度から	⑤ 「ころの電話相談」をフリーダイヤルで実施。
	⑥ ICTを活用した若年層のころの相談支援体制整備事業 (LINEを活用した、若年層向け相談窓口「いのちのほっとライン@かながわ」の開設)	⑥ 令和2年度から	⑥ ころの悩みを電話で相談することにハードルを感じる方がより利用しやすい環境を整えるため、LINE相談を実施。 登録者数：9,787人 (令和3年3月31日) 相談件数：7,115件 (令和2年4月24日～令和3年3月31日)
	⑦ 新型コロナウイルス感染症ころのケア相談事業	⑦ 令和2年度から	⑦ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、医療機関や福祉施設職員ならびに新型コロナウイルス感染症の無症状、軽症者等を対象に、ストレスや不安等のころの相談を電話で実施。 医療従事者等相談件数：201件 (令和2年5月28日～令和3年3月31日) 軽症者等相談件数：719件 (令和2年5月20日～令和3年3月31日)
	⑧ 包括相談会の実施	⑧ 2回開催(逗子市9月27日、二宮町3月14日)	⑧ 多職種の専門相談員が一堂に会して相談を受ける相談会を開催し、地域の関係機関・団体等の連携を図り、ネットワークを強化の機会とした。県域2か所(逗子市・二宮町)で実施。
	⑨ 自殺対策に係る県ホームページによる情報発信	⑨ 令和2年度から	⑨ 県ホームページ「かながわの自殺対策」にて、県の取組、ゲートキーパーの普及啓発及び自殺者数の傾向等を広く県民に対して、周知を実施。
	⑩ ICTを活用した若年層のころの相談支援体制整備事業 (Twitter広告を活用した自殺対策相談窓口への誘導強化事業の実施)	⑩ 平成29年度から	⑩ 令和2年9月から通年で「死にたい」、「つらい」などの自殺に関するキーワード投稿、検索した場合に広告を表示させ、相談窓口へ誘導。 広告表示回数：12,463,710回 リンクへのクリック数：25,036回 相談窓口への架電件数：797回 LINE相談への遷移件数：304回 (令和2年9月1日～令和3年3月31日)
	⑪ 普及啓発講演会等の実施	⑪ 令和3年3月	⑪ 普及啓発講演会は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。代替事業として、小冊子と普及啓発グッズを鎌倉保健福祉事務所管内に3000個配布し、広く普及啓発を図った。

機関・団体名	事業名	開催・開始時期	内容
神奈川県	⑫ゲートキーパー養成研修	⑫-1 通年	⑫-1 ゲートキーパー(こころサポーター)の養成。行政機関職員をはじめ、関係機関・団体、学生等を対象に、市町村とともに幅広い人材養成を実施。
		⑫-2 令和2年度から	⑫-1 ゲートキーパーに関する研修動画を撮影・公開し、県(警察除く)全職員を対象としてゲートキーパー研修を実施。 受講者数:9,664人 (令和2年11月26日～令和3年3月19日)
	⑬うつ病対策事業	⑬-1 平成17年度から	⑬-1 県民・うつ病患者・家族等を対象に講演会を実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
		⑬-2 令和2年度から	⑬-2 うつ病に関する基本的知識の普及啓発を県ホームページでの公開及びリーフレットの作成を実施。リーフレットに関しては病院協会と連携し県内各医療機関に配布。 配架医療機関:327箇所(県内病院) 配架枚数:13,080枚 (令和3年2月19日～令和3年3月31日)
⑭ 自死遺族支援事業	⑭ 通年(相談は平成22年度から)	⑭ 自死遺族の集いを隔月で実施。(4月、6月は開催中止)自死遺族電話相談を週2日(水・木曜日)実施。また、自死遺族支援研修は支援者を対象に7月に書面にて開催した。	
⑮ ハイリスク地対策等地域の実情に応じた取組みの実施	⑮ 通年	⑮ ハイリスク地における広域対策として「地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議」を開催する等、保健福祉事務所において課題解決に向けた検討会と取組みを実施。	
横浜市	① 普及啓発事業の実施	① 平成14年度から	① 市民向け講演会等の開催。街頭キャンペーンの実施。リーフレット作成・配布、自殺対策ホームページの運営、広告媒体の活用、公共施設でのパネル展等「横浜市こころの健康相談センター・横浜市立大学共催により、令和3年2月24日(水)南公会堂にて講演会「災害時のメンタルヘルス」は中止。
	② 人材育成(ゲートキーパー養成)研修の実施	② 平成17年度から	② 一般市民や市職員・保健医療福祉従事者等を対象とした人材育成(ゲートキーパー養成)研修を実施。
	③ 自殺未遂者再発防止事業の実施	③ 平成22年度から	③ 救命救急センターに搬送された自殺未遂者に対するケースマネジメントによる支援や二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対するフォローアップ事業を実施。
	④ 自死遺族支援の実施	④ 平成19年度から	④ 自死遺族の集いを月1回開催、専用電話相談として自死遺族ホットラインを月2回開設。チラシ作成・配布による周知。
	⑤ 市域特性に応じた取組の推進	⑤ 平成26年度から	⑤ 市域における対策を推進し、「生きやすい、住みやすい都市横浜」を実現していくため、「よこはま自殺対策ネットワーク協議会」を開催。
	⑥ 地域自殺対策推進センターの運営	⑥ 平成24年度から	⑥ こころの健康相談センター内に併設。地域における関係機関の連携推進、人材育成、情報発信の拠点として、研修や区担当者を対象とした連絡会議等を開催。
	⑦ インターネットを活用した相談支援の検討	⑦ 令和元年度から	⑦ 自殺対策におけるインターネットを活用した相談支援事業を継続実施。

機関・団体名	事業名	開催・開始時期	内容
川崎市	① 推進体制整備	① 通年	① 第2次川崎市自殺対策総合推進計画の推進及び第3次川崎市自殺対策総合推進計画の策定。庁内連携会議及び地域連携会議、川崎市自殺対策評価委員会を年2回ずつ開催。
	② 普及啓発事業	② 平成18年度から	② 区役所等の公共施設、市内広報掲示板、市内金融機関、JR南武・鶴見線、アゼリアビジョン、アゼリア地下街広報コーナー、ホームページ等を通じて、自殺対策関連事業のポスター・チラシの配布及び映像広告の掲出を実施。また、市民向け講演会として「こころの健康セミナー」を実施(令和3年3月20日)。
	③ 自死遺族支援事業	③ 平成19年度から	③ 自死遺族の集い(かわさきこもれびの会)を奇数月に1回開催。また、自死遺族電話相談を毎月第2・4木曜日に実施。
	④ 相談支援事業	④ 通年	④ こころの電話相談の実施(平日9時～21時)。
	⑤ 人材育成・ゲートキーパー養成事業	⑤ 平成20年度から	⑤ 社会福祉協議会等と連携し、ゲートキーパー講座を開催。
	⑥ 自殺未遂者支援・地域連携構築事業	⑥ 平成22年度から	⑥ 保健医療福祉関係者向けとして「自殺予防セミナー」を2回開催。また、川崎市中部地区(中原区・高津区・宮前区)において、自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業を実施し、三次救急医療機関に搬送された自殺未遂者患者等に対して、退院後の支援を医療機関等と連携し、実施。
相模原市	① 推進体制整備	① 年度内1～2回	① 市自殺対策協議会(年1回)、自殺対策庁内会議の開催(年2回)。
	② 普及啓発事業の実施	② 通年(強化月間は9月と3月)	② 広報さがみはらの特集記事の掲載。市と自殺対策事業における協力協定を締結している団体等(市内スポーツ団体、環境衛生団体)と連携した啓発活動。相談機関周知用リーフレット、啓発ポスター等の作成・配布。若年層向けの自殺予防啓発グッズ「こころのクリアファイル」の作成・配布(市立小学校6年生の全児童及び中学校の全生徒)。エフエムラジオ(エフエムさがみ)でのスポットCM等の放送。公共交通機関(バス)車内デジタルサイネージ、映画館(MOVIX橋本)での幕間CMでの啓発。相模大野駅パブリックインフォメーションや市役所本庁舎1階の動画モニター、ギオンスタジアムでの試合会場モニターで啓発動画の放映。市ホームページ上に開設した自殺対策特設サイト「リブちゃんネル」の運用。市内公共施設、図書館での啓発コーナー設置及び図書館の期限票を活用した自殺対策強化月間の周知。自殺対策検索対応事業(検索連動広告)の実施。
	③ 人材育成(ゲートキーパー研修の実施)	③ 通年	③ 学校関係、市職員等を対象としたゲートキーパー研修の開催。児童・生徒による自傷行為への理解を深め、学校において速やかで適切な対応を図れるようにすることを目的として、市内 小・中学校の教職員を対象とした児童・生徒に係る自傷行為対応力向上研修の開催(11月26日)。
	④ 当事者支援	④ 通年	④ こころのホットライン(自殺予防電話相談)の開設。
	⑤ 医療機関との連携による自殺未遂者支援	⑤ 通年	⑤ 医療機関(北里大学病院救命救急・災害医療センター)に自殺未遂で搬送された市民に対して、精神保健福祉センター職員が病院を訪問し、退院後の支援を行う。
	⑥ 自死遺族支援の実施	⑥ 通年	⑥ 自死遺族の集い(さがみはら わかち合いの会)の開催。自死遺族支援リーフレットの作成・配布。健康さがみはら(市医師会)への記事掲載。
	⑦ ハイリスク地対策	⑦ 通年	⑦ハイリスク地駐車場の夜間閉鎖等を地域団体と連携して実施する。

令和3年度自殺対策に係る取組予定について(4縣市)

資料2

機関・団体名	事業名	開催・開始時期	内容
神奈川県	① 「かながわ自殺対策計画」の推進	① 平成30年度から	① 平成30年3月策定の「かながわ自殺対策計画」を推進するため、「第29回かながわ自殺対策会議」及び「第27回自殺対策に係る庁内会議」において、令和2年度実績にかかる計画の進捗状況について協議し、PDCAサイクルを活用した点検・判定等により運用していく。
	② かながわ自殺対策推進センター事業	② 平成29年度から	② 情報の収集・提供・地域支援を実施。国・県・市町村の取組をホームページ等により情報提供する、市町村別自殺統計の集約及び発信を行う、市町村自殺対策計画に関する地域への支援を行うなどにより、保健福祉事務所、市町村等の自殺対策事業の強化を図る。
	③ 自殺統計の分析・活用	③ 令和2年度から	③ 過去10年間の統計を分析を実施し、自殺者の増減と傾向と社会的状況の関係性を把握すると共に、LINE相談等の相談内容の分析を実施する。
	④ 地域自殺対策強化交付金事業(新型コロナセーフティネット強化交付金事業含む)	④ 平成27年度から	④ 【県事業】精神保健福祉センター、8保健福祉事務所、県教育委員会等で実施。民間団体が実施する事業への補助・委託の実施。 <県事業の重点的取組み> ア 自殺未遂者支援事業:東海大学等で継続実施。 イ 若年者向け自殺対策:若年者向けストレスチェックシステムの運営を継続するほか、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、路線バスのデジタルサイネージ等を活用した周知や、県内大学におけるゲートキーパー養成研修を実施予定。 ウ 保健福祉事務所において、地域自殺対策検討会を開催し、救急医療機関、精神医療機関、警察及び消防と課題の共有や、自殺の減少や事後対策について検討を実施予定。 エ ハイリスク地を管轄する保健福祉事務所において、当該地域の実情が分かる関係団体及び保健福祉事務所職員によるパトロールや声変え運動等を実施予定。 オ 県立高校20校にスクールメンターを配置し、自殺予防を図ることを目的に、登下校指導や進路相談、校内巡回等を実施予定。 【市町村事業】令和3年度31市町村で実施予定。
	⑤ こころ・つなげよう電話相談事業	⑤ 平成23年度から	⑤ 「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施していく。
	⑥ ICTを活用した若年層のこころの相談支援体制整備事業(LINEを活用した、若年層向け相談窓口「いのちのほっとライン@かながわ」の開設)	⑥ 令和2年度から	⑥ 引き続き、LINE相談を実施すると共に、県内を運行する鉄道等において窓口等の周知を実施予定。
	⑦ 新型コロナウイルス感染症こころのケア相談事業	⑦ 令和2年度から	⑦ 引き続き、医療機関や福祉施設職員ならびに新型コロナウイルス感染症の無症状、軽症者等を対象に、ストレスや不安等のこころの相談を電話で実施。 (事業実施期間:令和3年4月1日～令和3年9月30日)
	⑧ 包括相談会の実施	⑧ 2回開催予定	⑧ 多職種の専門相談員が一堂に会して相談を受ける相談会を開催し、地域の関係機関・団体等の連携を図り、ネットワークを強化の機会とする。開催方向で調整中。
	⑨ 自殺対策に係る県ホームページによる情報発信	⑨ 令和2年度から	⑨ 引き続き、県ホームページ「かながわの自殺対策」にて、県の取組、ゲートキーパーの普及啓発及び自殺者数の傾向等を広く県民に対して、周知を実施。
	⑩ ICTを活用した若年層のこころの相談支援体制整備事業(Twitter広告を活用した自殺対策相談窓口への誘導強化事業の実施)	⑩ 平成29年度から	⑩ 引き続き、通年で広告の表示を実施。

機関・団体名	事業名	開催・開始時期	内容
神奈川県	⑪ 普及啓発講演会等の実施	⑪ 令和2年9月・令和3年3月	⑪ 自殺対策強化月間である3月に自殺対策講演会を三浦市にて開催予定。街頭キャンペーンに代わる普及啓発グッズを鎌倉保健福祉事務所三崎センター管内に3000個配布予定。
	⑪ ゲートキーパー養成研修	⑪-1 通年	⑪-1 ゲートキーパー(こころサポーター)の養成。行政機関職員をはじめ、関係機関・団体、学生、医療従事者等を対象に、市町村とともに幅広い人材養成を実施。
		⑪-2 令和2年度から	⑪-2 令和2年度に研修受講の対象となった職員については、他の動画等を使用し、より実践的な研修を実施すると共に、令和3年度新規採用職員等に対しては令和2年度に作成した動画を使用し、引き続きゲートキーパー研修を実施する。
	⑫ うつ病対策事業	⑫-1 開催時期調整中	⑫-1 県民・うつ病患者・家族等を対象にした講演会の開催について、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら調整中。
		⑫-2 令和2年度から	⑫-2 令和2年度に作成したリーフレットを各市町村を通じ、関係各機関に対してうつ病に関する普及啓発を実施する。
	⑬ 自死遺族支援事業	⑬ 通年(相談は平成22年度から開始)	⑬ 自死遺族の集いを隔月で実施。自死遺族電話相談を週2日(水・木曜日)実施。また、自死遺族支援研修は支援者を対象に7月5日開催。
⑭ ハイリスク地対策等地域の実情に応じた取組みの実施	⑭ 通年	⑭ ハイリスク地における広域対策として「地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議」を開催する等、保健福祉事務所において課題解決に向けた検討会と取組みを実施していく。	
横浜市	① 普及啓発事業の実施	① 平成14年度から	① 市民向け講演会等の開催。街頭キャンペーンの実施。リーフレット作成・配布、自殺対策ホームページの運営、広告媒体の活用、公共施設でのパネル展等「横浜市こころの健康相談センター・横浜市立大学共催により、令和3年9月29日(水)開港記念館にて講演会「災害時のメンタルヘルス」を開催予定。
	② 人材育成(ゲートキーパー養成)研修の実施	② 平成17年度から	② 一般市民や市職員・保健医療福祉従事者等を対象とした人材育成(ゲートキーパー養成)研修を実施。
	③ 自殺未遂者再発防止事業の実施	③ 平成22年度から	③ 救命救急センターに搬送された自殺未遂者に対するケースマネジメントによる支援や二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対するフォローアップ事業を実施。
	④ 自死遺族支援の実施	④ 平成19年度から	④ 自死遺族の集いを月1回開催、専用電話相談として自死遺族ホットラインを月2回開設。チラシ作成・配布による周知。
	⑤ 市域特性に応じた取組の推進	⑤ 平成26年度から	⑤ 市域における対策を推進し、「生きやすい、住みやすい都市横浜」を実現していくため、「よこはま自殺対策ネットワーク協議会」を開催。
	⑥ 地域自殺対策推進センターの運営	⑥ 平成24年度から	⑥ こころの健康相談センター内に併設。地域における関係機関の連携推進、人材育成、情報発信の拠点として、研修や区担当者を対象とした連絡会議等を開催。
	⑦ インターネットを活用した相談支援の検討	⑦ 令和元年度から	⑦ 自殺対策におけるインターネットを活用した相談支援事業を継続実施。

機関・団体名	事業名	開催・開始時期	内容
川崎市	① 推進体制整備	① 通年	① 第3次川崎市自殺対策総合推進計画(計画期間:令和3~5年度)の推進のため、川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議及び地域連携会議、川崎市自殺対策評価委員会の開催。
	② 普及啓発事業	② 平成18年度から	② 区役所等の公共施設、市立学校、市内金融機関、JR南武・鶴見線、アゼリアビジョン、アゼリア地下街広報コーナー、ホームページ等を通じて、自殺対策関連事業のポスター・チラシの配布及び映像広告の掲出を実施。また、市民向け講演会として「こころの健康セミナー」を開催。
	③ 自死遺族支援事業	③ 平成19年度から	③ 自死遺族の集い(かわさきこもれびの会)を奇数月に1回開催。また、自死遺族電話相談を毎月第2・4木曜日に実施。
	④ 相談支援事業	④ 通年	④ こころの電話相談の実施(毎日9時~21時 ※年末年始(12月29日~1月3日)は9時~17時)。
	⑤ 人材育成・ゲートキーパー養成事業	⑤ 平成20年度から	⑤ 社会福祉協議会等と連携し、ゲートキーパー講座を開催。また、各種団体や企業等の依頼に応じて、出前講座を実施。市職員向けにe-learningを用いたゲートキーパー研修も予定。
	⑥ 自殺未遂者支援事業	⑥ 平成22年度から	⑥ 保健医療福祉関係者向けとして「自殺予防セミナー」を2回開催。また、川崎市中部地区において、医療機関等と連携し、三次救急医療機関に搬送された自殺未遂者患者等に対して、継続的なフォローアップ支援を実施。
	⑦ 自殺未遂者支援・地域連携構築事業	⑦ 平成28年度から	⑦ 川崎市北部地区において、三次救急医療機関と連携した自殺未遂者等の支援体制構築のための調査研究及び人材育成等を実施。
相模原市	① 推進体制整備	① 年度内各2回	① 市自殺対策協議会、自殺対策庁内会議の開催。
	② 普及啓発事業の実施	② 通年(強化月間は9月と3月)	② 広報さがみはらの特集記事の掲載。市と自殺対策事業における協力協定を締結している団体等(市内スポーツ団体、環境衛生団体)と連携した啓発活動。相談機関周知用リーフレット、啓発ポスター等の作成・配布。若年層向けの自殺予防啓発グッズ「こころのクリアファイル」の作成・配布(市立小学校6年生の全児童及び中学1、2年生の全生徒)。エフエムラジオ(エフエムさがみ)でのスポットCM等の放送。公共交通機関(バス)車内デジタルサイネージ、映画館(MOVIX橋本)での幕間CMでの啓発。相模大野駅パブリックインフォメーションや市役所本庁舎1階の動画モニター、ギオンスタジアムでの試合会場モニターで啓発動画の放映。市ホームページ上に開設した自殺対策特設サイト「リブちゃんネル」の運用。市内公共施設、図書館での啓発コーナー設置及び図書館の期限票を活用した自殺対策強化月間の周知。自殺対策検索対応事業(検索連動広告)の実施。
	③ 人材育成(ゲートキーパー研修の実施)	③ 通年	③ 学校関係、市職員等を対象としたゲートキーパー研修の開催。児童・生徒による自傷行為への理解を深め、学校において速やかで適切な対応を図れるようにすることを目的として、市内小・中学校の教職員を対象とした児童・生徒に係る自傷行為対応力向上研修の開催(11月30日)。
	④ 当事者支援	④ 通年	④ こころのホットライン(自殺予防電話相談)の開設。
	⑤ 医療機関との連携による自殺未遂者支援	⑤ 通年	⑤ 医療機関(北里大学病院救命救急・災害医療センター)に自殺未遂で搬送された市民に対して、精神保健福祉センター職員が病院を訪問し、退院後の支援を行う。
	⑥ 自死遺族支援の実施	⑥ 通年	⑥ 自死遺族の集い(さがみはら わかち合いの会)の開催。自死遺族支援リーフレットの作成・配布。
	⑦ ハイリスク地対策	⑦ 通年	⑦ ハイリスク地駐車場の夜間閉鎖等を地域団体と連携して実施する。